

村内で住所異動(転居)された方へ

【新しい住宅に住み始めた日から、14日以内に役場に転居届をして下さい。】

正当な理由なく14日以内に届出をしないと5万円以下の過料に処せられることがあります。

【転居手続きに必要なもの】

・本人であることが確認できる証明書等

- 1点確認：免許証、パスポート、マイナンバーカード等
- 2点確認：保険証、年金手帳、顔写真なし住基カード等

*届出人が変更される世帯の方ではない場合、委任状が必要になります。

・印鑑(必要な場合があります。下記項目をご参照下さい。)

平成24年7月9日より外国人の方も、転出届・転居届・転入届が必要となりました。在留カード(※)又は特別永住者証明書(※)とパスポートを持って手続き下さい。(※みなし期間中は外国人登録証明書で可)

.....その他、下記に該当する方は手続きを行って下さい.....

項目	手続きに必要なもの	転居で発生する手続き内容	手続き課
国民健康保険に加入している方	国民健康保険証(高齢者受給者証をお持ちの方は高齢者受給者証も持参下さい) ※家族全員分の保険証が必要です	新しい住所が記載されたものを交付します。旧保険証はお返しください。 ※高齢者受給者証をお持ちの方は高齢者受給者証も再交付します。旧高齢者受給者証はお返しください。	住民生活課 0155-52-2112
国民年金に加入している方及び国民年金を受給している方	印鑑(届出人本人が署名する場合は不要です)	国民年金被保険者住所変更届(同一市区町村内)を提出ください。	
印鑑登録をしている方		印鑑登録証明書の住所も自動的に変更となりますので、手続きはありません。	
乳幼児医療費受給者証をお持ちの方(小学校就学前のお子様)	・乳幼児医療費受給者証	変更届に記入いただき、新しい住所が記載された乳幼児医療費受給者証を交付します。旧乳幼児医療費受給者証はお返しください。	
子ども医療費受給者証をお持ちの方(小学生から高校生までのお子様)	・子ども医療費受給者証	新しい住所が記載された子ども医療費受給者証を交付します。旧子ども医療費受給者証はお返しください。※当村独自の制度となります。	
児童手当を受けている方		住所変更届の提出が必要です。	
住民税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料について		世帯主が変わるときは、手続きが必要な場合があります。なお、振替口座が変更となる場合は口座番号を確認させていただきます。	
村内に固定資産(土地・家屋)をお持ちの方		手続きはありません。	
軽自動車(4輪)をお持ちの方		帯広地区軽自動車検査協会(TEL050-3816-1768)へご確認ください。	
125cc以下の二輪車をお持ちの方	・印鑑	税務担当で変更手続きを行ってください。	
126cc~250ccの二輪車をお持ちの方		帯広地区軽自動車協会(TEL0155-33-3154)へご確認ください。	
251ccを超える二輪車をお持ちの方		帯広運輸支局(TEL050-5540-2006)へご確認ください。	
飼い犬の登録変更		犬の登録内容変更届を提出してください。	
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	・後期高齢者被保険者証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証(お持ちの方のみ)	新しい住所が記載された後期高齢者医療被保険者証を交付します。旧後期高齢者医療被保険者証はお返しください。	保健福祉課 0155-53-3000
ひとり親医療費受給者証をお持ちの方	・ひとり親医療費受給者証	新しい住所が記載されたひとり親家庭受給者証を交付します。旧受給者証をお返しください。	
重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方	・重度心身障害者医療費受給者証 ・印鑑	新しい住所が記載された重度心身障害者医療費受給者証を交付します。旧受給者証をお返しください。	

項目	手続きに必要なもの	転居で発生する手続き内容	手続き課
介護保険の要支援・要介護認定を受けている方	・介護保険被保険者証	新しい住所が記載された介護保険被保険者証を交付します。旧介護保険被保険者証はお返しください。	保健福祉課 0155-53-3000
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・お持ちの手帳 ・印鑑	新しい住所を記載しますのでお持ちください。	
妊産婦の方		手続きはありません	子育て応援課 0155-53-3700
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方	・証書	住所変更の届出が必要です。	
どんぐり保育園を利用している方	・印鑑	住所変更の届出が必要です。	
学童保育所を利用している方	・印鑑	住所変更の届出が必要です。	
幼稚園を利用している方	〔・印鑑〕	通園する幼稚園が変更になる場合は、在籍している幼稚園に退園手続きを、入園となる幼稚園に入園手続きを行ってください。	更別幼稚園 0155-52-2363 上更別幼稚園 0155-52-2470
小学校、中学校に在学中のお子様がいる方	〔・印鑑 ・在学証明書 ・教科書給与証明書 ・転入学通知書〕	通学する小学校が変更になる場合は、教育委員会にて手続きを行ってください。	教育委員会 0155-52-3171
公営住宅に入居されている方	・印鑑	公営住宅から公営住宅へ転居される場合は、公営住宅入居手続きが必要です。公営住宅から一般住宅へ転居される方は公営住宅退居手続きが必要です。	建設水道課 0155-52-5200
水道を利用されている方		転居前の住宅の水道使用中止届と転居後の使用申込手続きが必要です。	
下水道を利用されている方		転居前の住宅の水道使用中止届と転居後の使用申込手続きが必要です。	
浄化槽を利用されている方		転居前の住宅の水道使用中止届と転居後の使用申込手続きが必要です。	
マイナンバーカードをお持ちの方	・マイナンバーカード ・暗証番号(数位4桁、英数字6～16桁)	住所変更の届出が必要です。	住民生活課 0155-52-2112
防災行政無線の戸別受信機をお持ちの方 ※全世帯主の方及び別棟で貸出しを受けている方	* 受信機の返却は総務課へご持参ください。	戸別受信機貸付異動・返却届出書をご提出ください。なお、転居前住宅と転居後住宅によって手続きが異なります。 ①民間住宅、持家に入居している方で、民間住宅、持家に転居される方→受信機をそのまま転居後の住宅でもご使用ください。 ②民間住宅、持家に入居している方で、受信機設置済住宅に転居される方→受信機を返却し、改めて請書をご提出いただき備え付けの受信機をご使用ください。 ③受信機設置済住宅に入居している方で、別の受信機設置済住宅へ転居される方→受信機をそのままに退居し、改めて請書をご提出いただき備え付けの受信機をご使用ください。 ④受信機設置済住宅に入居している方で、民間住宅・持家に転居される方→受信機をそのままに退居し、改めて請書をご提出いただき新たな受信機をお渡しします。 〔受信機設置済住宅 公営住宅、定住化促進住宅、役場独身寮、小中教員住宅、更高教員住宅、JACコーポアムニティ、日甜社宅、マルハニチロ北日本社宅、駐在所、医師住宅〕	総務課 0155-52-2111

・転籍（本籍地異動）を希望される方は、転居の届出だけでは本籍地は異動しませんので改めて手続きを行ってください。

・通知カードまたは個人番号カードをお持ちの方は、新しい住所の追記が必要となるため、手続きの際ご提示ください。また、旧住所が記載された個人番号カード交付申請書で個人番号カードを申請したが、まだ受領していない方につきましては、再度交付申請の手続きが必要な場合があります。

更別村役場住民生活課 戸籍窓口係 (役場1階窓口)
電話 0155-52-2112
FAX 0155-52-3286
e-mail jyumin@sarabetsu.jp